

平成30年度 由布市湯布院地域複合施設建設工事設計業務委託

建築設計委託業務特記仕様書

由布市湯布院地域振興課

I 業務概要

1. 委託業務名称	平成30年度 由布市湯布院地域複合施設建設工事設計業務委託		
2. 計画施設概要			
(1) 施設名称	由布市湯布院地域複合施設		
(2) 敷地の場所	大分県由布市湯布院町川上 3738 番地1		
(3) 施設用途	庁舎、公民館、図書館、コミュニティセンター等		
3. 業務概要	・複合施設建設工事基本設計 1.0 式 ・複合施設建設工事実施設計 1.0 式 ・複合施設建設予定地造成設計 1.0 式		
4. 設計と条件			
(1) 敷地の条件			
(ア) 敷地面積	3,836.97	m ²	
(イ) 地域(用途等)	都市計画区域内 商業地域		
(2) 施設の条件			
(ア) 施設の延面積	概ね 3,700	m ²	
(イ) 主要構造			
(ウ) 耐震安全性の分類	官庁施設の総合耐震計画基準(平成 25 年 3 月 29 日付け国営計第 126 号、国営整第 19 号、国営第 135 号)による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。		
1) 構造体	<input checked="" type="radio"/> I 類	<input type="radio"/> II 類	<input type="radio"/> III 類
2) 建築非構造部材	<input checked="" type="radio"/> A 類	<input type="radio"/> B 類	
3) 建築設備	<input checked="" type="radio"/> 甲類	<input type="radio"/> 乙類	
	<input type="radio"/> 一般の施設	<input checked="" type="radio"/> 特定の施設	
(3) 建設の条件			
(ア) 予定工事費	約 1,500,000 千円(税込み)		
(イ) 建設工期	契約日から 平成33年 3月末日		
(4) 履行期間	契約日から 平成31年 3月28日まで		
(5) 既存図面の有無			
(ア) 建築工事	-		
(イ) 電気設備工事	-		
(ウ) 機械設備工事	-		
(6) 成績評定	本委託業務は成績評定の対象と (○ する ●しない)		
(7) その他			

5. 設計仕様書等に対する質問

(1) 設計仕様書等に対する質問

様 式 : 質問書 (別紙様式14 A4版)

(2) 質問書について

(ア) 質問がある場合のみ提出

(イ) 提出期限 : 平成30年6月20日(水) 正午まで

(ウ) 提出先 : 由布市湯布院地域振興課 担当 池部 宛て

(E-mail:ikebe_makoto@city.yufu.oita.jp FAX:0977-85-3104)

(3) 質問に対する回答

回答方法 : 質問者へのメール送付および市のホームページに掲載

6. 特記仕様書の適用

(1) 本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項については「●」印の付いたものを適用する。

(2) 表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。

(3) ——印又は×印で抹消した事項は、全て適用しない。

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「大分県建築設計業務委託共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)による。

(大分県ホームページ参照 <http://www.pref.oita.jp/soshiki/18600/kijyun.html>)

1. 設計業務の内容及び範囲 (「●」印の付いたものを適用する)

(1) 一般業務

①基本設計

- 建築(意匠)基本設計
- 建築(構造)基本設計
- 電気設備基本設計
- 機械設備基本設計

項 目		委託	対象外業務等
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	●	発注者と受注者で協力分担
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	●	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	●	発注者と受注者で協力分担
	(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	●	
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		●	発注者と受注者で協力分担
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	●	発注者と受注者で協力分担
	(ii) 基本設計方針の策定及び説明	●	
(5) 基本設計図書の作成		●	
(6) 概算工事費の検討		●	発注者と受注者で協力分担
(7) 基本設計内容の説明等		●	発注者と受注者で協力分担

②実施設計

- 建築(意匠)実施設計
- 建築(構造)実施設計
- 電気設備実施設計
- 機械設備実施設計

項 目		委託	対象外業務等
(1) 要求等の確認	(i) 要求等の確認	●	発注者と受注者で協力分担
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	●	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	●	発注者と受注者で協力分担
	(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	●	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	●	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	●	
	(iii) 実施設計方針の策定及び説明	●	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	●	
	(ii) 計画通知図書の作成	●	
(5) 概算工事費の検討		●	
(6) 実施設計内容の説明等		●	

(2) 追加業務

- 建築積算業務
- 電気設備積算業務
- 機械設備積算業務
- 確認申請書(建築基準法第6条)(申請手数料及び適判手数料は本委託料を含む)
- 全体計画認定の申請書(建築基準法第86条の8)
- 建築工事届(建築基準法第15条第1項)
- 仮使用承認申請書(建築基準法第7条の6第1項第1号)
- 仮設建築物等の許可申請書(建築基準法第85条)
- 省エネルギー計画書(エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条)
- 景観法に基づく届け出
- 開発許可申請書(都市計画法第29条)
- 環境アセスメント調査実施

(3) その他

- 透視図作成 内容は別途協議
- 模型製作 内容は別途協議
- 日影図の作成
- ランニングコストの計算
- 現況調査
- 事業説明用の資料
- 官公庁等との協議・申請・届出及びそれに伴う資料作成並びに手数料等の費用負担

2. 技術者の適用及び資格

管理技術者	● 必要とする	○ 必要としない
管理技術者の資格	1級建築士	
照査技術者	● 必要とする	○ 必要としない
照査技術者の資格	1級建築士	
構造設計一級建築士の関与 (自ら設計する、又は、法適合確認を行う)	● 必要とする	○ 必要としない
設備設計一級建築士の関与 (自ら設計する、又は、法適合確認を行う)	○ 必要とする	● 必要としない

※構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の関与を必要とする場合で、受注者に構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士が所属していない場合は、再委託の手続きを行うこと。

3. 業務計画書

調査職員に提出する業務計画書には、下記事項を記載するものとする。

- ・業務概要
- ・業務工程表
- ・業務組織計画書
- ・成果物の内容、部数
- ・連絡体制(緊急時含む)
- ・管理技術者の経歴等
- ・協力事務所の名称等(協力者がある場合)
- ・照査計画(照査技術者を定める場合)
- ・実施方針
- ・使用する主要機器等
- ・打合せ計画
- ・使用する主な図書及び基準
- ・その他必要事項
- ・各担当技術者の経歴等
- ・照査技術者の経歴(照査技術者を定める場合)

(参考様式 大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/18600/kijyun.html>)

4. 重要事項説明

契約締結前に建築士法第24条の7に基づく重要事項説明を行うこと。

5. 業務の実施

(1) 一般事項

- a 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。
- b 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- c 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。

(2) 提出書類

本業務の実施に当たっては、別表の書類を、遅滞なく提出すること。

(3) 打合せ及び記録

共通仕様書 3.18 の規定に基づき、打ち合わせは設計業務着手時のほか、次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出すること。

- a 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
- b その他()

(4) 設計チェックリスト

大分県土木建築部が定める「建築(電気/機械設備)設計チェックリスト」を設計図面作成作業完了後に、「建築工事(電気/機械設備)積算チェックリスト」を積算作業完了後に、調査職員に提出すること。

ただし、建築設計においては、下記の各段階において各チェックリストの各編を提出することとし、業務計画書内の業務工程表に、提出時期について明記すること。

各 段 階	チェックリスト	
計画検討作業完了後	建築設計チェックリスト	設計計画編
詳細設計作業完了後		詳細設計編
積算数量書作成後	建築工事積算チェックリスト	数量算出編
内訳数量調書作成後		内訳数量調書編 内訳数量編
工事費内訳書作成後		工事費内訳書編

(5) 設計VE

設計VEの対象設計とするので、設計の骨格の策定段階に基本図面、コスト概算書を提出し、設計点検を受けること。

(6) 設計業務関連資格者の活用

(ア)積算業務を再委託する場合は、建築積算士を活用すること。

(イ)建築設備設計補助業務を再委託する場合は、建築設備士を活用すること。

(7) 暴力団関係者等による不当介入の排除対策

受注者は、当該委託等にあたって暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、拒否するとともに、発注者に報告し、かつ、警察に届出なければならない。

なお、再委託業者等に対しても同様の対応を行うよう周知徹底すること。

(8) 設計方針及び適用基準等

(a) 建築工事及び建築設備工事

設計を行なう建物の用途、目的、建設場所及び予算等により、意匠・機能・構造・関係法令・防災・設備・コスト・バリアフリー・建設リサイクル・環境汚染対策及び室内空気汚染対策への配慮等について、建物使用者、事業主管課及び施設整備課と協議の上、下記の基準類を標準として設計を行うこと。

「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)

「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)

「木造建築工事標準仕様書」

「建築工事標準詳細図」

「公共建築設備工事標準図」(電気設備工事編・機械設備工事編)

「建築設計基準及び同解説」

「建築構造設計基準及び同解説」

「建築設備設計基準」

「建築設備計画基準」

「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」

「構内舗装・排水設計基準」

「大分県福祉のまちづくり条例に基づく施設整備マニュアル」

「大分県公共建築物における地域材の利用の促進に関する基本方針」

「大分県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する指針」

「大分県グリーン購入推進方針」

「公営住宅等整備基準」

「住宅の性能に関する評価方法基準」

「公共住宅建設工事共通仕様書」

「グリーン庁舎基準及び同解説」

「官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準」

「住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン」

※基準類は各々最新版を適用する

(b) 解体工事

(ア) 解体工事による周辺環境への影響、解体に伴う廃棄物の処理、本工事従事者の作業環境等について、関係法令の遵守や下記の基準類に配慮し、設計を行うこと。

「建築物解体工事共通仕様書・同解説」

「建設副産物適正処理推進要綱」(平成14年6月26日付け企検第796号)

「公共建設工事における再生資材活用の当面の運用について」

(平成27年4月2日付け建政第4号)

「事業損失の発生が想定される営繕工事の執行指針」

(平成22年7月23日付け施整第673号)

(イ) 厚生労働省石綿障害予防規則によるアスベストの調査を行うこと。

(ウ) 解体に伴う廃棄物による処理については、「建築副産物適正処理推進要綱」(平成14年6月26日付け企検第796号)及び「公共建設工事における再生資材活用の当面の運用について」(平成27年4月2日付け建政第4号)の遵守に努めること。

(エ) 設計に当たっては、工法、防災、予算、関係法令等について、建物管理者、事業主管課、関係法令担当部局及び施設整備課と協議の上、適切に行うこと。

(オ) 数量積算については、可能な限り精算で行うこと。

(カ) 工法、処分先、有害物質(蛍光灯コンデンサーのPCB、飛散性アスベスト、フロン等)の処分の検討については十分注意を払い、設計書に表示のこと。

<関係法令>

建築基準法

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律

再生資源の利用の促進に関する法律

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

労働安全衛生法

騒音規制法

振動規制法

建設副産物適正処理推進要綱(平成14年6月26日付け企検第796号)

公共建設工事における再生資材活用の当面の運用について

(平成14年6月26日付け企検第797号)

(c) 積算

(ア) 設計内訳書作成についての積算基準は下記の基準類を標準とし、設計内訳書提出の際には、数量明細書、単価根拠等も合わせて提出すること。

「公共建築工事積算基準」 「同解説」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

「建築数量積算基準・同解説」 建築積算研究会制定

「建築設備数量積算基準・同解説」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

※基準類は各々最新版を適用する

(イ) 工事価格の積算に際し、参考とする製品及び専門工事価格について、製造業者を含む専門工事業業者より見積を徴収する必要がある場合は、下記書式を標準とする。

「公共建築工事見積標準書式」(建築工事編)・(設備工事編) 国土交通省制定

(9) 著作権の帰属等 (契約約款第7～11条)

契約約款における条文(A)(B)の選択については、次のとおりとする。

対 象 条 文	条文タイプ	適用
第7条、第8条、第9条 第10条及び第11条	条文(A) 著作権の帰属	○
	条文(B) 著作権の譲渡	●

(10) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成に使用するなど、契約約款第8条第1項の規定の範囲内で使用することがある。

(11) 瑕疵の担保責任

本委託業務における成果物の引渡し後3年以内に瑕疵があることが発見された場合は、契約約款第45条第1項の規定に基づき、受注者に対して期間を定めて瑕疵の修補等を請求する。

(12) 設計図書等の作成

設計図書等の作成は「6. 成果物及び提出部数」の項目によるほか、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「建築工事設計図書作成基準」を標準として作成すること。

6. 成果物及び提出部数

(1) 基本設計

設計の種類		成果物	縮尺等
建築総合		<ul style="list-style-type: none"> ● 計画説明書 ● 仕様概要書 ● 仕上概要表 ● 面積表及び求積図 ● 敷地案内図 ● 配置図 ● 平面図(各階) ● 断面図 ● 立面図 ● 工事費概算書 	適宜
建築構造		<ul style="list-style-type: none"> ● 構造計画説明書 ● 構造設計概要書 ● 工事費概算書 	適宜
設備	電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気設備計画説明書 ● 電気設備設計概要書 ● 工事費概算書 ● 各種技術資料 	適宜
	給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 給排水衛生設備計画説明書 ● 給排水衛生設備設計概要書 ● 工事費概算書 ● 各種技術資料 	適宜
	空調換気設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 空調換気設備計画説明書 ● 空調換気設備設計概要書 ● 工事費概算書 ● 各種技術資料 	適宜
その他		<ul style="list-style-type: none"> ● 透視図 ● 模型 ○ 日影図 	

(注): 建築構造の成果物は、建築総合の成果物に含めることもできる。

(2) 実施設計

設計の種類	成果物	縮尺等
建築総合	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物概要書 ● 仕様書 ● 仕上表 ● 面積表及び求積図 ● 敷地案内図 ● 配置図 ● 平面図(各階) ● 断面図 ● 立面図(各面) ● 矩計図 ● 展開図 ● 天井伏図(各階) ● 平面詳細図 ● 部分詳細図(断面含む) ● 建具表 ● 建具配置図 ● 外構図 ● 総合仮設計画図 ● 設計工事費内訳書 ● 積算数量算出書 (見積書、代価表、拾い書及び根拠資料等) ● 各種計算書 ● 確認申請に必要な図書 ● 建築設計チェックリスト ● 建築工事積算チェックリスト 	適宜
建築構造	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕様書 ● 構造基準図 ● 伏図(基礎、杭)※見下図とする ● 伏図(小屋、各階床)※見上図とする ● 軸組図 ● 部材断面表 ● 各部断面図 ● 標準詳細図、部分詳細図 ● 構造計算書 ● 設計工事費内訳書 ● 建築工事積算数量算出書 (見積書、代価表、拾い書及び根拠資料等) ● 確認申請に必要な図書 	適宜

(注): 建築構造の成果物は、建築総合の成果物に含めることもできる。

設計の種類		成果物	縮尺等
設備	電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕様書 ● 敷地案内図 ● 配置図 ● 電灯設備図 ● 動力設備図 ● 電熱設備図 ● 雷保護設備図 ● 受変電設備図 ● 静止形電源設備図 ● 発電設備図 ● 構内情報通信網設備図 ● 構内交換設備図 ● 情報表示設備図 ● 映像・音響設備図 ● 拡声設備図 ● 誘導支援設備図 ○ テレビ共同受信設備図 ○ テレビ電波障害防除設備図 ● 監視カメラ設備図 ○ 駐車場管制設備図 ○ 防犯・入退室管理設備図 ● 火災報知設備図 ○ 中央監視制御設備図 ● 構内配電線路 ● 構内通信線路 ● 設計工事費内訳書 ● 各種設計計算書 ● 電気設備工事積算数量算出書 (見積書、代価表、拾い書及び根拠資料等) ● 確認申請に必要な図書 ● 電気設備設計チェックリスト ● 電気設備工事積算チェックリスト 	適宜

設計の種類		成果物	縮尺等
設備	給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕様書 ● 敷地案内図 ● 配置図 ● 機器表 ● 衛生器具設備図 ● 給水設備図 ● 排水設備図 ● 給湯設備図 ● 消火設備図 ● 厨房設備図 ● ガス設備図 ● し尿浄化槽設備図 ● ごみ処理設備図 ○ さく井設備図 ● 屋外設備図 ● 設計工事費内訳書 ● 各種設計計算書 ● 給排水衛生設備工事積算数量算出書 (見積書、代価表、拾い書及び根拠資料等) ● 確認申請に必要な図書 ● 機械設備設計チェックリスト ● 機械設備積算チェックリスト 	適宜
	空調調和設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕様書 ● 敷地案内図 ● 配置図 ● 機器表 ● 空気調和設備図 ● 換気設備図 ● 排煙設備図 ● 自動制御設備図 ● 屋外設備図 ● 設計工事費内訳書 ● 各種設計計算書 ● 空調換気設備工事積算数量算出書 (見積書、代価表、拾い書及び根拠資料等) ● 確認申請に必要な図書 ● 機械設備設計チェックリスト ● 機械設備積算チェックリスト 	適宜

設計の種類		成果物	縮尺等
設備	昇降機等	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕様書 ● 昇降機設備図 ● 搬送機設備図 ● 設計工事費内訳書 ● 各種設計計算書 ● 積算数量算出書 (見積書、代価表、拾い書及び根拠資料等) ● 確認申請に必要な図書 	適宜
その他		<ul style="list-style-type: none"> ● 透視図 ○ 模型 ○ 日影図 ● ランニングコスト計算書 ● 省エネルギー計画書 ● 現況調査報告書(写真) ● 各種申請書 ● 工事の実施工程表 (工期算定用、コンクリート打設時期を明記) ○ コンクリート打継計画図 	

(3) 製図用紙等

(a) 製図用紙 …… トレーシングペーパー

由布市使用のものと同規格品とする。

(b) 寸法 …… メートル法による。

(c) 設計書 …… A4判設計用紙横長(教育総務課指定標準書式)

電子データは表計算ソフト(Excel)によって作成したもの

(大分県ホームページ参照 <http://www.pref.oita.jp/soshiki/18600/kijyun.html>)

(d) 構造計算書 …… A4判

(4) 成果物の提出部数

成果物		仕様	部数
図面	原図	図面ケース入り	0
	写し	A4版図面袋入り	1
	写し(A3又はA2版)	チェック用	1
	CADデータ	CD又はDVD	1
	PDFファイル(45MB以内)	CD又はDVD	1
設計書 (指定様式)	原稿		1
	Excelファイル	CD又はDVD	1
構造計算書	原稿		1
	PDFファイル	CD又はDVD	1
設計資料	原稿		1
	PDFファイル	CD又はDVD	1

※CADデータはJWW形式を基本とする。それ以外の形式(DXF, SFC等)で提出する場合は、Jw_cadにてデータの再現性を確認すること。

(5) 関連事項

- (a) データを提出する場合は、事前にアンチウイルスソフトを用い最新のウイルス定義ファイル及び検出プログラムによりウイルスを検出し、駆除すること。
- (b) 検査を実施するときは、受注者又は管理技術者のほか、照査技術者を選定している場合は照査技術者を立会わせるものとする。

(6) その他

a _____

b _____

別表

(着手時)契約締結後 14 日以内

書類名	様式	備考
業務工程表	別紙様式	契約約款第 3 条
業務計画書	-	共通仕様書 3.5
管理技術者及び照査技術者選任通知書	別紙様式	契約約款第 9 条、第 10 条
建築士法第 24 条の 8 の規定に基づく書面	-	建築士法

(必要時)

書類名	様式	備考
再委託承諾依頼書	別紙様式	契約約款第 6 条
指示、承諾、協議書	別紙様式	契約約款第 2 条
管理技術者及び照査技術者変更通知書	別紙様式	契約約款第 9 条、第 10 条
履行期間協議書	別紙様式	契約約款第 23 条
履行期間延長変更請求書	別紙様式	契約約款第 21 条
履行状況報告書	-	共通仕様書 3.14

(完了時)

書類名	様式	備考
委託業務完了通知書	別紙様式	契約約款第 30 条
成果物引渡書	別紙様式	契約約款第 30 条
委託業務修補完了通知書	別紙様式	契約約款第 30 条
照査報告書(写し)	-	共通仕様書 3.11
打合せ記録簿	-	共通仕様書 3.18